

生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の借入申込みにあたって

- 1 この資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少がある世帯で、当座の生活を維持していくための費用として借り入れることができます。
ただし、一世帯1回の申込みです。（一世帯複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、若しくは既に借り入れた金額を即座に返金していただきます。）
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響に起因しない理由による借り入れはできません。
- 3 現在、生活保護を受給している世帯は、貸付対象外です。
- 4 債務整理をしている方、債務整理の手続きをしている方は、借入申込できません。
また、本資金は他の債務の返済に充てる貸付ではありません。
- 5 借入申込みは、借り入れを希望する本人のみ行うことができます。
- 6 借入申込みにあたっては、本人確認のため、必ず運転免許証や健康保険証、住民票などの身分を証明する書類（以下「身分証明書等」という。）の提示が必要となります。
また、本人の印鑑及び振込口座確認のための通帳が必要となります。
- 7 上記身分証明書等を持参していない方、あるいは身分証明書等と借入申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない方は、借入申込みができません。
- 8 世帯構成員の確認のため、世帯全員の住民票の提示を求めることがあります。
- 9 原則として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを証明する書類（給与明細、通帳、離職票等）を提示していただきます。
- 10 虚偽などの不正が認められた場合は、借入申込書を受理しません。
- 11 貸付金は、所定口座への振込みとなります。貸付金の振込みは、借入申込日より10日程度かかりますのでご了承ください。なお、借入申込書に記載した口座内容に誤りがある場合は、さらに時間がかかる場合があります。
- 12 貸付金は1年以内の据え置き後、2年以内に償還（返済）してください。無利子による貸付けですが、償還（返済）期間経過後は残金に対して延滞利子（年利3.0%）がつきます。
- 13 借入申込み時、あるいは貸付を受けた後における脅迫的、暴力的言動等に対しては、警察との連携により対応いたします。

以上の事項をすべて了承した方がのみが、借入れの申込みを行うことができます。

特例

生活福祉資金（緊急小口資金）借入申込書

捨印



北海道社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

申込みにあたっての留意事項に同意し、下記のとおり生活福祉資金の借入を申請します。

□記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。

□貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

□私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。

□私は、貴社協が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

□私は、現在、債務整理中ではありません。また、弁護士等に債務整理を依頼中ではありません。

◆上記内容に同意します。

署名

印

借入申込者	フリガナ			印	男・女	生年月日	昭和 年 月 日 (歳)		
	氏名						平成 年 月 日 (歳)		
	住所	〒 -				連絡先		自宅 - -	携帯 - -
		アパート・マンション等名 () 号 様方							
	勤務先名			勤務先住所等	〒 -		連絡先 - -		
借入申込世帯の状況	氏名(フリガナ)	続柄	生年月日(歳)	性別	勤務先・学校学年等	特記事項(感染罹患、要介護者、学校休校等)			
		本人	/	/	/				
			()						
			()						
			()						
	家族数	人	生活保護の受給		無・申請中				
借入申込内容	申込金額	円	据置期間	か月	償還期間	か月	償還方法	・口座振替 ・払込取扱票	
	借入理由								
	申込金額が10万円を超える理由	1. 世帯員の中に罹患者がいる 2. 世帯員に要介護者がいる 3. 世帯員が4人以上いる 4. 世帯員の中に子の世話をを行う労働者がいる 5. その他 ()							

市区町村社協記入

市町村名	市町村コード	民協コード	民生委員コード	民生委員氏名	取扱者名	区社協受付日	市町村社協受付日

道社協記入

道社協受付日	貸付決定日	貸付決定額	貸付コード
令和2年 月 日	令和2年 月 日	円	

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付 借入申込にあたっての留意事項

1. 本申込書は、生活福祉資金貸付制度要綱にもとづく貸付を行うものです。
2. 借入限度額は、一世帯に原則10万円とします。
ただし、次にかかげる事項に該当する場合は、借入限度額を20万円とします。
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合。
 - (2) 世帯員に要介護者がいる場合。
 - (3) 4人以上の世帯である場合。
 - (4) その他、①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合。
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 - (5) その他、特に資金の貸付需要があると認められる場合。
3. 貸付金の据置期間は、12か月以内とします。
4. 貸付金の償還期限は、据置期間経過後、2年以内とします。
5. 貸付金の利率は無利子とします。
6. 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合、残元金に対し年3.0%の延滞利子を支払うこととなります。
7. 貸付を受けた者は、借入期間中、世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに北海道社会福祉協議会に届け出なければなりません。
8. 借入申込みにあたって、北海道社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行なうために、全国社会福祉協議会及び他の都府県社会福祉協議会に照会することがあります。
9. 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、不承認理由は開示しません。また、借用書については、北海道社会福祉協議会が責任をもって破棄します。

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2. 7

TEL : 011-241-3976 FAX : 011-251-3971



生活福祉資金（緊急小口資金）借用書

借用金額 _____ 円

生活福祉資金（緊急小口資金）貸付金として上記金額を借用いたしました。
 ついては、本借用書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会会長 様

貸付資金種類	緊急小口資金
貸付利子	無利子（ただし、延滞利子については 利率年3%）
貸付方法	一括
据置期間	12か月
償還期間	24か月
償還方法	月賦・元金均等償還（毎回の償還期日は償還計画表で指定）
償還場所	北海道社会福祉協議会指定の金融機関口座（別途指定）

借受人 住所 _____

氏名 _____ ④

上記について同意いたします。

法定代理人（親権者を含む） 住所 _____

または後見人

氏名 _____ ④

法定代理人（親権者を含む） 住所 _____

または後見人

氏名 _____ ④

貸付金振込口座

金融機関名	支店名 (店名)	預金種類 (預金種目)	口座番号	フリガナ	
				口座名義	

※ゆうちょ銀行を貸付金振込口座に指定する際に店名、預金種目、口座番号が不明な場合には、口座番号の欄に預金通帳に記載されている、「記号・番号」を上下2段に分けて正確にご記入ください。

道社協記入欄

貸付コード		貸付決定日		貸付金振込日	
-------	--	-------	--	--------	--

(借受中、厳守する事項等について)

- 1 借受人は、借入の目的に即した資金の使用や市町村社会福祉協議会（以下市町村社協）及び北海道社会福祉協議会（以下北海道社協）、民生委員が行う必要な相談支援により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を送れるよう努めなければならない。
- 2 借受人は、あらかじめ償還計画を策定し、北海道社協会長との契約に定める償還方法により、償還期限までに貸付金を償還しなければならない。
- 3 借受人は市町村社協及び北海道社協から、契約で定めた内容等に関する問い合わせを受けたとき又は定期的な報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。
- 4 借受人は次のいずれかに該当する場合は、直ちに北海道社協会長に届け出なければならない。
 - (1) 借受人の氏名に変更があったとき
 - (2) 借受人が就職等による自立又は必要な資金の融通を他から受ける等して、貸付けの目的を達成したとき
 - (3) 借受人が生活保護受給を開始したとき
 - (4) 借受人が転居し、又は入院若しくは社会福祉施設等への入所等により居住用不動産を長期間にわたり不在にするとき
 - (5) 借受人が仮差押若しくは仮処分（以下「民事保全」という。）又は強制執行若しくは競売（以下「民事執行」という。）の申立てを受けたとき
 - (6) 借受人が破産又は民事再生手続開始（以下「破産等」という。）の申立てを受け、又は申立てをしたとき
 - (7) 借受人に関し成年後見、保佐又は補助開始の審判、任意後見監督人選任の審判その他借受人の心身の状況に著しい変更があったとき
 - (8) 借受人が死亡したとき
 - (9) その他北海道社協会長が定めた事由が生じたとき
- 5 その他、借受人は、北海道社協会長との契約に定める条件を遵守しなければならない。
- 6 北海道社協会長は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって貸付けを停止し若しくは貸付契約を解約することができる。
 - (1) 借受人が貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
 - (2) 借受人が虚偽の申込みその他不正な手段により貸付けを受けたとき
 - (3) 借受人がその責務に違反したとき
 - (4) 借受人が借受期間中に就職等による自立又は必要な資金の融通を他から受ける等して、貸付けの目的を達成したと認められるとき
 - (5) 借受人が貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (6) 借受人が生活保護受給を開始したとき
 - (7) 借受人が民事保全又は民事執行の申立てを受けたとき
 - (8) 借受人が破産等の申立てをし、又は申立てを受けたとき
 - (9) 借受人又は借受人の属する世帯の者が暴力団員であることが判明したとき
 - (10) その他貸付け又は貸付契約を継続しがたい事由が生じたとき
- 7 借受人が、償還金を定められた償還期限までに支払わなかった場合は、延滞元金につき年3%の率をもって、当該償還期限の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利子を徴収するものとする。
ただし、当該償還期限までに支払わないことについて、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。
- 8 北海道社協会長が、災害その他やむを得ない事由により貸付金を償還することができなくなったと認めたときは、貸付金の償還を猶予または免除することができる。
- 9 北海道社協と債務者の間で調停または訴訟の必要性が生じた場合には、北海道社協の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。
- 10 以上の事項、その他については民生委員、市区町村社協、北海道社協に問い合わせることとする。